

2004年3月

## 「フランスにおける医師業務資格」

奥田七峰子

日本医師会総合政策研究機構フランス駐在研究員  
アメリカン・ホスピタル・オヴ・パリ医療通訳

### はじめに

フランスでは、医科大学での卒前教育の6年間に加えて、一般医なら3年、専門医なら4 - 5年の卒後臨床研修を受け、国家博士論文を提出したうえで、医師国家免許が与えられる。医師免許を取得した者は、さらに、公衆衛生法典（Code de la Sante Publique）に定められている医師会への登録や、フランス国籍保有などの諸条件を満たして、はじめて勤務医、開業医などとして医師業務に従事できる。

それでは、国外で医師免許を取得した外国籍医師がフランスで医師業務に従事することは可能なのだろうか。2002年1月1日に施行されたL.4111条 2により、これまで正式には、フランスおよび、欧州共同体（EC）、欧州経済共同体（EEC）圏諸国など一部の国籍保有者にしか与えられなかった医師業務資格が、それ以外の国籍の医師に対しても適用されることになった。背景には、これまで適用外だった他の旧植民地国の国籍を保有する医師への配慮がある。

本稿では、これを受けて、フランスで医師業務を行うために満たさなければならない条件や、国外で医師免許を取得した医師や、外国籍の医師がフランスで医師業務を行うために必要な条件についてまとめた。

## ポイント

- フランスでは、医師国家免許 (Diplome d'Etat de Docteur en Medecine) を取得したからといって、すぐに医師業務に従事できるわけではない。医師業務を行うためには以下の条件を満たさなければならない。
  - ・ フランス又は E C、E E C 圏諸国の医師免許
  - ・ フランス又は E C、E E C 圏諸国、チュニジア、モロッコ、アンドラの国籍保有
  - ・ フランス語能力の証明
  - ・ 医師会 (L'Ordre des medecins) への登録  
(根拠法：公衆衛生法典 L.第 4 1 1 1 条 - 1、詳細は 5 - 6 ページ)
  
- フランス、E C、E E C 外で医師免許を取得したフランス国籍を保有する医師及び、外国籍の医師の場合、以下の条件を満たせば、医師業務に従事できる。
  - ・ フランス語能力の証明
  - ・ 医師会への登録
  - ・ 保健省の許可
  - ・ (医師として) 3 年以上の病院勤務経験  
(根拠法：公衆衛生法典 L.第 4 1 1 1 条 2、同上)

## 医師業務を行うための条件

フランス国内で医師業を行うためには公衆衛生法典により以下の条件が定められている。

### 1. 医師国家免許

- ・ フランス医師国家免許もしくは、E C および E E C 圏内の国が発行した医師免許を取得していること。
- ・ それ以外の国の医師免許であれば、1976年12月20日以前に発行された免許を持つ場合は、発行日から遡って5年の間に継続して3年間以上の医療行為を行ったことを示す当該国発行の証明書を示す必要がある。

### 2. 国籍

フランスもしくは、E C、E E C 圏諸国、チュニジア、モロッコ、アンドラの国籍を保有していること。

### 3. 医師会の登録

フランス医師会 (L'Ordre National) はパリ市内にあり、95 各県ごとに県医師会 (L'Ordre Departemental) が配置されている。すべての医師は、職業上の住所が所属する県医師会名簿に登録する義務がある。名簿は、県庁 (Prefecture) および地方裁判所 (Tribunal de Grande Instance) に提出され、毎年1月に公表される。登録が済めば、フランス全域で医師業務を行うことが可能。

軍医・国家公務員医務技官、地方自治体勤務医師および E C 諸国の国籍を保有する医師が当該国で合法的に医師業を行っていた場合は、医師会登録は必要ない。

### 3. フランス語能力

医師会への登録に際し、フランス語能力を証明する必要がある。県保健衛生局の公衆衛生検察医の確認を得て登録申請書類に示す。再審査は、地方の (Region) 保健衛生局の公衆衛生検察医で行われる。

## L.4111条 2の施行

フランス、E C、E E C 圏諸国以外の国の医師免許を持つフランス人および外国籍医師は、フランス保健省 (Ministere de la Sante) による許可を得、医師会に登録すれば、正式に医師業務に従事できることになった。

## まとめ

L. 4 1 1 1 条 - 2 の施行により、フランス国外で医師免許を取得した外国籍医師でもフランス国内において医師業務を遂行できる法制度が整った。それによるとフランス国外で3年以上の病院勤務経験があり、フランス語能力を証明できたとしても、フランス国外で医師免許を取得した外国籍医師がフランス国内で医師業務を行えるかどうかは、医師会および保健省の判断にかかっている。以上が制度論である。ただし、実際には、医師がフランス国内の医師会にコネクションを持つなど特別なケースでもない限り、許可が与えられることは極めて難しいのが実態である。

公衆衛生法典 Code de la Sante Publique 2003年版

第 巻：医師、パラメディカル職業

第 編：医師、歯科医師および助産師職業(以下、医師の部分のみ抜粋翻訳する。)

第 章：業務従事

第 節：業務従事に関する条件

L.<sup>1</sup>第4111条 1 (旧L.第356条): 以下に記す者以外には、如何なる者も医師業・歯科医師業・助産師業務を行う事はできない。

1. 法規L.4131条 1、L.4131条 3が定める国家免許取得者
2. フランス国籍保持者、およびアンドラ共和国、EC圏又はEEC圏、モロッコ、チュニジア国籍者
3. 医師会 (L'Ordre des medecins) に登録した者

L.4111条 2: 2002年1月1日以降、保健省は、当該国の大学府を管轄する省庁から証明された外国医師免許保持の外国人およびフランス人に対して、フランス医師会等の職業権威団体の審査委員会によって認められた上で、ケースごとに審査をし、個人的に許可をする事ができる。

希望者は、医師会内の複数専門科医師によって構成される適正委員会にて、その医学知識の審査を受け、良好な成績と認められなければならない。委員会は、審査の結果を、候補者に対し、申請後の翌年内に知らせなければならない。(審査内容については、2000年1月11日制定デクレ省令にて規定)

一方、候補者である医師については、最低3年間以上の病院勤務経験を必要とする。候補者人数制限については、専門科ごとに毎年、保健省令でこれを定める。本制度には、2回まで候補申請ができる。

第 章：医師会登録の義務

L.第4112条 - 1: 医師・歯科医師・助産師は、職業上住所の管轄の県医師会名簿に登録する義務を有する。本名簿は、県庁 (Prefecture) および地方裁判所(Tribunal de Grande Instance)に提出される。毎年1月、新しい名簿が公表される。医師・歯科医師・助産師は、職業上住所管轄の県以外の医師会には、登録できない。

---

<sup>1</sup> L. の頭文字は、Lois (ロワ、法律) を表す。Loisの更に詳細な内容を示すものに、R. : Reglementaire (レグルマンテール、法規) D. : Decret (デクレ、政令) Arrete : (アレテ、省令・条令)、Circulaire (サーキュレール、通達) 等がある。

**L.第4112条 2**：医師会に登録を希望する医師は、十分なフランス語能力を有する事を証明する義務を有する。申請書類上で、フランス語学能力が証明されない医師が医師会登録を希望する場合には、県（Departement）保健衛生局の公衆衛生検察医によって、その能力を確認される事がある。フランス語能力の再審査を希望する者は、地方(Region)保健衛生局の公衆衛生検察医によって確認を受ける事が可能である。

**L.第4112 - 5条**：医師会に登録を済ませた者は、全国内で職業を執行することが可能である。職業上住所転居の場合には、速やかに両地域医師会において、必要転居手続きを行う。

**L.第4112条 6**：医師会登録の義務は、軍医はこれを有さない。臨床医療を行わない国家公務員医務技官、地方自治体勤務医も同様、医師会登録義務を有さない。

**L.第4112条 - 7**：EC 圏内出身者の医師が、当該国において合法的に医師業を行っていた者が、フランス国内において医師業を行う場合には、医師会登録の義務を有さない。

## **第 章：職業従事の為の共通規則**

**L.第4113条 1**：医師は、開業を開始する際、その月間内に、県庁および郡庁と、地方裁判所にて開業登録を行う義務を有する。

## **第 編：医師業**

### **第 章：業務執行の条件**

#### **L.第4131条 1**

- ・ フランス医師国家免許（教育法典 L.第632 - 4）
- ・ EC および E E C 協定同意国出身者の場合には、リスト記載国家発行の医師免許
- ・ 上記以外の国の医師免許で、1976年12月20日以前に発行された国家医師免許の場合には、発行日より遡って5年間の内、継続して3年間以上の医療行為を行った旨、当該国発行の証明書を添付する義務を有する。